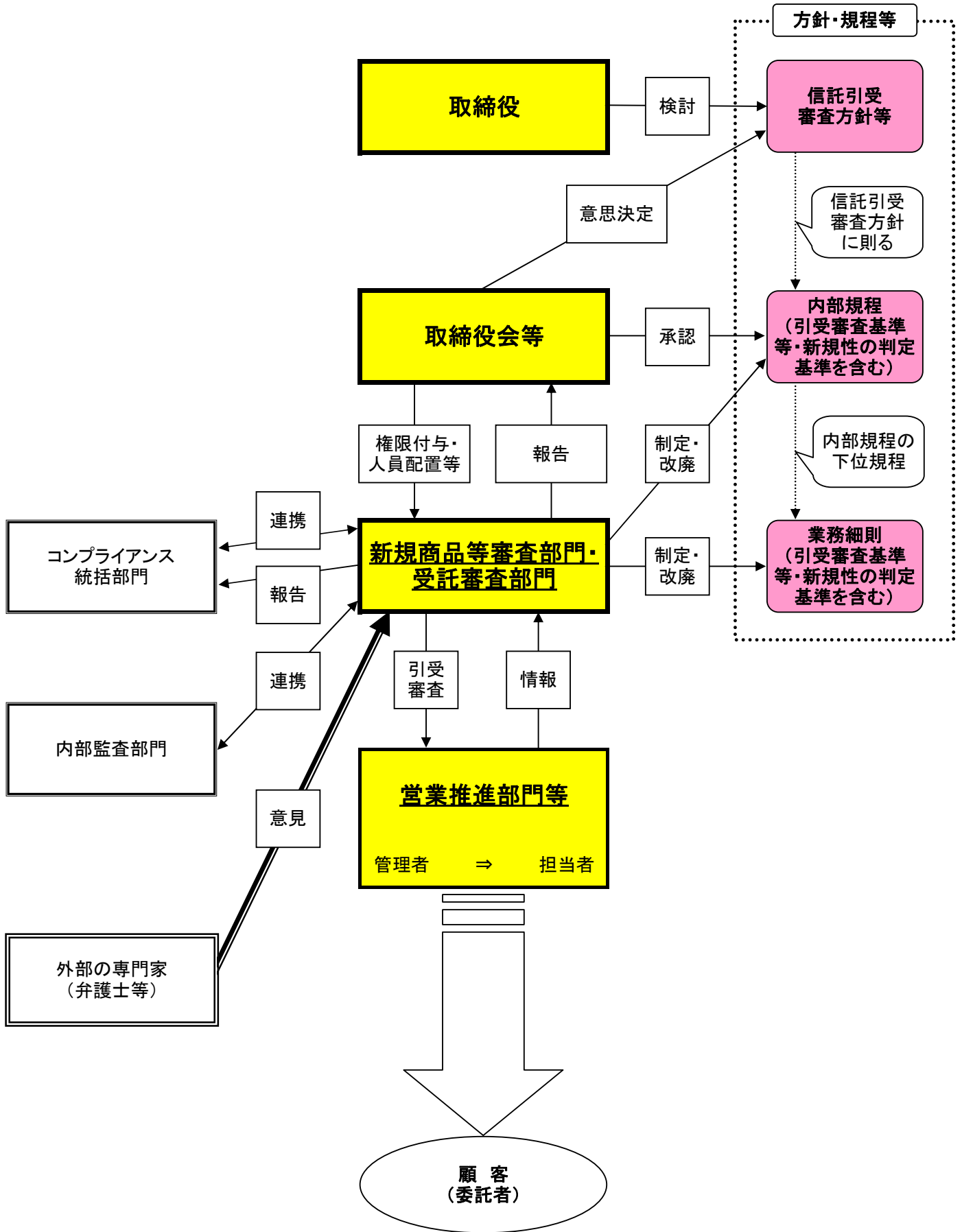


信託引受審查態勢

「信託引受審査態勢」のイメージ図



信託引受審査態勢

【信託引受審査態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 委託者及び受益者の保護を図るためには、信託契約の締結の時点までに適切な引受審査が行われ、法令等及び信託契約に基づく信託業に係る業務の履行が可能な信託のみを引き受ける態勢を確保することが重要である。また、信託業に係る業務をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、信託兼営金融機関自らが信託の引受に伴う様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、信託兼営金融機関において、新規商品や新規スキーム等に関する事前の審査（以下「新規商品等審査」という。）及び信託の引受前における受託審査（以下「受託審査」という。）（新規商品等審査及び受託審査を併せて「信託引受審査」という。以下同じ。）を適正に行う態勢が整備され、信託引受審査を行う部門がその役割を適正に発揮する必要があることから、信託引受審査態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、信託引受審査態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受審査態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託引受審査態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託引受審査態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託引受審査態勢

1. 信託引受審査態勢の整備・確立状況

(1) 信託引受審査方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託引受審査が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受審査の状況を的確に把握し、適正な信託引受審査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託引受審査のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な新規商品等審査態勢及び受託審査態勢を整備・確立するために、新規商品等審査を行う部門（以下「新規商品等審査部門」という。）及び受託審査を行う部門（以下「受託審査部門」という。）につき、営業推進部門等から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、新規商品等審査部門及び受託審査部門が、審査以外の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、新規商品等審査部門及び受託審査部門に対し、信託引受審査の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、新規商品等審査部門及び受託審査部門に、信託引受審査に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な審査のための手続を明確に定めた内部規程を新規商品等審査部門及び受託審査部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた信託引受審査方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、新規商品等審査部門及び受託審査部門が、信託引受審査に係る情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 新規商品等審査部門及び受託審査部門の態勢と役割

(1) 新規商品等審査部門及び受託審査部門による引受審査態勢

- ① 新規商品等審査部門・受託審査部門の管理者は、信託引受審査が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受審査の状況を的確に把握し、適正な信託引受審査を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 情報の取得
新規商品等審査部門及び受託審査部門は、適切な審査を行うために必要な情報を取得する態勢を整備しているか。
- ③ 審査の客観性の確保
新規商品等審査部門及び受託審査部門は、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の意見を取得する等、審査が客観的に行われる態勢を整備しているか。
- ④ 審査内容の記録及び保存（稟議書等の保存）
新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査における検討経緯や調査結果が正確に記録され、保存される態勢を整備しているか。
- ⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査を通じて把握された信託引受審査に係る問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。
- ⑥ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、問題等を是正し、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 新規商品等審査部門及び受託審査部門の役割

- ① 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、取締役会等が定めた信託引受審査方針に則り、信託引受審査に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託引受審査に係る業務細則を制定しているか。

② 事前審査

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、営業推進部門等が顧客等に対し新規商品等の勧誘を行う前に、新規商品等審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。

また、信託兼営金融機関が信託引受を行う前に、受託審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。

③ 引受審査基準等

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、法務リスクやレピュテーション・リスクを含む各種リスク管理の観点から、委託者の目的、適合性、信託財産の特性等を十分に踏まえた引受審査基準等を定めているか。

④ 新規性の判定基準

新規商品等審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、勧誘する商品・スキームが新規商品等に該当するかどうかを判定するための明確な基準を設けているか。また、その基準が営業担当者に周知徹底され、新規商品等が全件適切に審査されるような方策を講じているか。

- ⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 営業推進部門等における管理者の役割

- (1) 営業推進部門等における管理者は、信託引受審査が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直

接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、営業推進部門等における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受審査の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 営業推進部門等における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者が、内部規程・業務細則に則り、適切な審査を行うために必要な情報を取得しているか、新規商品等の審査を経ずに勧誘を行っていないかといった点を検証しているか。
 - ② 営業担当者に対し、信託引受審査に係る法令等遵守の重要性を認識させ、内部規程・業務細則に則って業務を遂行するよう指導・教育しているか。例えば、内部規程・業務細則に則って信託引受審査に必要な情報を取得するよう、また、新規商品等の勧誘を行う前に審査を経るよう指導・教育しているか。
 - ③ 信託引受に係る契約書の作成に当たって、営業推進部門等における自主的な検証を行っているか。例えば、契約内容が、内部規程・業務細則に則っているか、また、信託引受審査の結果を反映した内容となっているかといった点を検証しているか。
- (2) 営業推進部門等における管理者は、遅滞なく、新規商品等審査部門及び受託審査部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

II. 信託引受審査の適正性

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、以下のような観点から十分な審査を行う態勢となっているか。

1. 共通項目

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、商品・スキームの特性及び契約の内容について検討し、内部規程・業務細則に従い、適切な信託財産の引受を確保する態勢となっているか。

例えば、

(1) 法令等による禁止等

- ① 信託契約の内容・スキームが、脱法的信託、訴訟信託、マネーロー

ンダリング、受託者の利益享受の制限、その他法令等により禁止されるものでないか確認する態勢となっているか。

- ② 信託財産が、契約上の制限又は法令等により信託引受（信託的譲渡）を禁止又は制限されたものでないことを確認しているか。また、信託引受（信託的譲渡）を行うために関係者の同意等が必要な場合、適切にこれらを取得することができるか検討しているか。

(2) 提供する信託業に係る業務の適切性

受託者として行う信託業に係る業務の内容が、法令等及び信託の本旨に従い履行しうるものであるか否かを確認する態勢となっているか。

(3) 適合性の検証

新規商品等及び当該信託契約のリスク等の分析に基づき、委託者への適合性を十分検証する態勢となっているか。

(4) 委託者の目的の検証

信託契約の内容・スキームの全体像を把握した上で、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じ、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、当該信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと及び当該目的とスキームとが合致していることを検証する態勢となっているか。特に、以下のような場合には、より高度の注意を払って、委託者の目的及びスキームとの合致を詳細に確認・検証するものとなっているか。

- ① 経済的合理性に欠けるスキーム等
- ② 損失隠し、開示逃れ、不公正な損益計上等、各当事者につき一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しない会計処理を招来する可能性があるスキーム等
- ③ 脱税の疑いのあるスキーム又は節税を主たる目的としているスキーム等
- ④ 反社会的勢力が関係者となっている疑いがあるスキーム等
- ⑤ 公序良俗違反その他法令等違反行為又は法令等の潜脱となる疑いのあるスキーム等
- ⑥ 受益権譲渡価格が適正な価額（時価等）から乖離している疑いのあるスキーム等
- ⑦ 委託者の関係者（例えば、グループ会社）が受益者となっているスキーム等

ーム等

(5) スキームの関係当事者の確認

スキームの関係当事者の確認を適切に行っているか。また、関係当事者が反社会的勢力である等の、レピュテーション・リスクがある取引となっていないか検証する態勢となっているか。

(6) オフバランスを目的とする流動化案件の検証

信託を活用した、オフバランスを目的とする資産の流動化スキームについては、その対象となった信託財産が委託者の倒産の影響から隔離されているなどの要件を満たす必要があることから、信託兼営金融機関は、開示逃れ等の不公正な目的のために、信託が利用されることがないように、スキームの中で果たしている役割に応じて、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、当該オフバランス化の要件の充足性について、確認・検証する態勢となっているか。

また、必要に応じ、弁護士等から、スキーム及びそれに付随する信託契約等の内容を反映した意見書等を取得する態勢となっているか。

なお、会計に関する意見書等を取得する際には、監査法人等の独立性について留意しているか。

(7) 委託者に関する確認

信託契約の内容・スキームが委託者の営業の存続を前提にしている場合、営業の行き詰まりや営業の前提となる許認可の喪失等により、当該スキームが機能しなくなるおそれがあることを踏まえ、委託者の営業内容、許認可の取得等の状況を必要に応じて確認する態勢となっているか。

(8) 利益相反の検証

信託兼営金融機関が、受託者として、委託者に信託を用いた資産流動化による第三者等からの資金調達を行わせた上、合理的な理由もないのに、当該資金をもっぱら委託者が信託兼営金融機関に対して負担する債務の弁済に充当させる等の利益相反を防止する態勢となっているか。

(9) 受託金額の妥当性

受託金額（信託金額）については、委託者の不公正な会計処理を助長したり、受益者の利益を損なったりすることがないように、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じて、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、その妥当性を確

認・検証する態勢となっているか。

2. 不動産を信託財産とする信託引受審査

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、不動産を信託財産とする信託契約・スキーム等又は信託設定後に不動産を信託財産とする予定のある信託契約・スキーム等につき、内部規程・業務細則に従い、上記1の共通項目に加え、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じ、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、以下のような点を確認・検証の上、その引受の可否について十分な審査を行う態勢となっているか。

(1) 信託的譲渡の禁止又は制限の確認

上記1.(1).②については、信託財産が、農地法、外国人土地法、国有財産法、地方自治法等の法令等により信託引受（信託的譲渡）を禁止又は制限された不動産でないことを確認するものとなっているか。また、信託引受（信託的譲渡）に当局の許認可や関係者の同意等が必要な場合、適切にこれらを取得することができるか検討しているか。

(2) 建造物に関する法令等違反の有無の確認

建造物を受託した場合、信託兼営金融機関は、受託者として信託契約を履行する義務を負うとともに、当該物件の法的所有者としての責任も負うこととなる。こうした点を踏まえ、建造物の受託に関しては、建物診断報告書等により、法令等違反の有無を確認し、違反がある場合には、その実態（違反内容・軽重、対応方法）、委託者等の方針を詳細に把握した上で、合理的にみて是正可能な期間内に適法状態へ是正するなどにより、受託者としての所有者責任を履行することが可能か否かを検証する態勢となっているか。

また、委託者等が、当該違法物件から生じた損害について、表明保証に基づく責任ないし瑕疵担保責任を負う可能性があることを踏まえ、委託者等がこれらの責任を履行する能力があるのかとの観点から、委託者等の信用力を把握した上で、受託者としての所有者責任を適切に履行することが可能か否かを検証する態勢となっているか。

(3) 法的紛争等の確認

法的紛争等のある不動産を受託することは、信託事務の処理が困難とな

るため、権利関係、境界状況、その他不動産に関する紛争の有無について適切に確認するものとなっているか。

(4) 環境リスク等の確認

不動産を受託した場合、信託兼営金融機関は、受託者として信託契約を履行する義務を負うとともに、当該物件の法的所有者としての責任も負うこととなる。こうした点を踏まえ、土地については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、六価クロム等の土壤汚染の有無、建造物については、アスベスト等の使用状況など、信託財産の環境リスク、委託者等の方針を適切に認識し、受託者としての所有者責任を適切に履行することが可能か否か検証する態勢となっているか。

また、委託者等が、当該環境リスクを有する物件から生じた損害について、表明保証に基づく責任ないし瑕疵担保責任を負う可能性があることを踏まえ、委託者等がこれらの責任を履行する能力があるのかとの観点から、委託者等の信用力を把握した上で、受託者としての所有者責任を適切に履行することが可能か否か検証する態勢となっているか。

3. 金銭債権を信託財産とする信託引受審査

新規商品等審査部門及び受託審査部門は、金銭債権を信託財産とする信託契約・スキーム等又は信託設定後に金銭債権を信託財産とする予定のある信託契約・スキーム等につき、内部規程・業務細則に従い、上記1の共通項目に加え、信託兼営金融機関がスキームの中で果たしている役割に応じ、例えば、オリジネーターやアレンジャーから必要な情報を入手するなどの方法により、以下のような点を確認・検証の上、その引受の可否について十分な審査を行う態勢となっているか。

(1) 金銭債権の効力の有無の確認

信託財産である金銭債権が、民法その他の法令等により無効なものでないか確認しているか。

(2) 法的紛争等の確認

法的紛争等のある金銭債権を受託することは、信託事務の処理が困難となることを考慮して、債権に関する紛争の有無について適切に確認するものとなっているか。

また、法的紛争がある債権を信託財産とする場合、適切に処理すること

ができるか確認しているか。

(3) 債権の特定性の確認

受益者の利益を保護するとともに、受託者責任の拡大を防止する観点から、信託の引受に当たっては、信託財産の特定が求められる。例えば、将来債権を信託財産とする場合には、信託財産の対象の明確化に留意するなど、信託財産が特定できる態勢となっているか。

(4) 金銭債権の状況の把握

信託の引受に当たっては、善管注意義務を適切に履行するとの観点から、金銭債権に係る信用リスク等の状況を把握する態勢となっているか。

4. 特約付き商品に係る信託引受審査

合同運用指定金銭信託(一般口)等については、委託者の目的に応じた特約を信託約款に付与することができるが、他の委託者等から委託された信託財産と併せて運用されることから、特約内容が、単一の合同運用団形成を妨げるものであってはならない。こうした特性を踏まえ、新規商品等審査部門及び受託審査部門は、内部規程・業務細則に従い、特約内容が金銭信託(一般口)約款のもつ基本的内容(運用により取得する財産の種類、収益計算方法の規定等)に反しないかを検証しているか。